

雇用保険受給中のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う失業認定の特例的取扱いについて

令和2年9月30日までの

失業認定について、感染予防等の観点からご本人が希望される場合に「**郵送での認定**」ができます。

(※必ず事前に管轄ハローワークにお申し出ください。)

※ご不明な点・詳細については、管轄ハローワークまでお問い合わせください。
(平日の 8:30~17:15 にお問い合わせ願います。)

三重労働局・各公共職業安定所

2020/7三重

郵送による認定 Q & A

Q 何を郵送すればいいのですか？

A 「雇用保険受給資格者証」及び「失業認定申告書（記入して）」を郵送してください。

Q いつ郵送すればいいですか？

A 当初指定された認定日以降、7日以内に受給しているハローワーク宛て郵送してください。
(※認定申告書の日付（左下）は、当初指定された認定日を記入してください。)
(※郵送は郵便事故防止のため、なるべく特定記録等でお願います。)

Q 「失業認定申告書」はどのように記入したらよいですか？

A 「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」P12~P15を参照の上ご記入ください。
「失業認定申告書」左下の日付欄には、「指定された認定日の日付」を記入してください。
(※記載内容について、記入漏れや記入内容等電話により確認させていただく場合がありますので、認定申告書備考欄に電話番号を記載ください。)

Q 新型コロナ感染防止により求職活動をしていませんが…？

A 令和2年3月10日から令和2年9月30日までが今回の認定期間に含まれている場合は、受給可能です。(次回認定時に「求職活動アンケート」への回答が必要です。)
(※この場合、「失業認定申告書」3欄 イ に○を付け、「新型コロナ感染防止のため活動を行えなかった」と記入してください。)

Q 郵送後はどのような手続きになりますか？

A 書類到着後、認定及び支給等の処理を行った上で、「雇用保険受給資格者証（印字して）」と「次回失業認定申告書（支給終了の場合は除く）」を返送いたします。

2020/7三重